

お知らせ掲示板

くらし

令和4年度個人市・県民税(個人住民税)の納税通知書を6月上旬に送付します

■課税の対象となる方

- ・令和4年1月1日現在、市内に住む方で、令和3年中の所得などの状況から課税される方
- ・区内に「家屋敷」または「個人事業用の事務所・店舗等」を有する方で、その区内に住所がない方
- ※令和4年1月2日以降に転入された方は、令和4年度(2022年度)分までは転入前の市区町村で課税されます。
- ※令和4年1月2日以降に亡くなった方は、令和4年度分までは課税されますので、相続人代表者へ送付します。
- ※年金保険者からの年金振込通知書に記載されている「個人住民税額」とは「個人市・県民税額」のことです。詳しくは、市民税課へ。

(市民税課 ☎328-2183)

6月は市県民税第1期の納期です

納期限は6月30日です。納期限までにお支払いください。

市税の納付には、便利な口座振替・自動払込みを利用ください。希望する方は、納税通知書・預(貯)金通帳・通帳届出印を持って、近くの金融機関、郵便局またはインターネットで申し込んでください。

また、スマホ・タブレット端末を利用して、クレジットカードによる納付もできます。

詳しくは、市ホームページへ。
【クレジットカード納付】 【Web口座振替登録】



(納税課 ☎328-2204)



くらしの中の人権 103

人権擁護委員をご存知ですか

6月1日は「人権擁護委員の日」です。人権擁護委員は、人権擁護委員法に基づいて、人権相談をはじめ、人権の考えを広める活動をしている民間の方々です。

本市でも41人の人権擁護委員が活躍しています。

市民の皆さんの人権に関する問題や近隣とのトラブルなど、身近なことで困っていることはありませんか?人権擁護委員が、皆さんとともに問題解決のための方法を考えます。

「みんなの人権110番」(☎0570-003-110)

「子どもの人権110番」(☎0120-007-110)

「女性の人権ホットライン」(☎0570-070-810)

「外国語人権相談ダイヤル」(☎0570-090-911)

インターネット人権相談受付窓口

<https://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken113.html>

■各区役所における人権相談

相談は無料で秘密は守られます。

場所	相談回数	相談期日
中央区役所 ☎328-2610	毎月2回	第1・第3火曜日 午後1時~4時
東区役所 ☎367-9121	毎月2回	第1・第3木曜日 午後1時~4時
西区役所 ☎329-1142	毎月2回	第2・第4水曜日 午後1時~4時
南区役所 ☎357-4112	毎月2回	第2・第4水曜日 午前9時~正午
北区役所 ☎272-1110	毎月2回	第1・第3木曜日 午前9時~正午

申 区役所総務企画課

(人権政策課 ☎328-2333)

こくほ・こうきコールセンターを利用しませんか

国民健康保険と後期高齢者医療保険の手続きや保険料についての問い合わせに対応します。

【熊本市こくほ・こうきコールセンター】
☎326-5900

☎ 平日午前8時半~午後5時15分

※利用には通話料がかかります。

(国保年金課 ☎328-2270)

雨水浸透ますの設置に補助が受けられます!!

雨水を地下に浸透させ、各家庭から外へ流れ出す雨水の量を抑えることで道路の冠水を軽減させ、さらには地下水涵養の効果もある「雨水浸透ます」の設置に対して補助を行っています(事前申し込み必要)。

◀補助金額▶

塩化ビニル製 14,000円/基

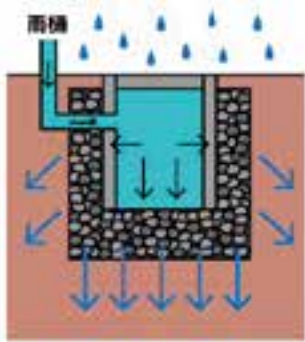
コンクリート製 19,000円/基

◀補助限度額▶

1申請あたり20万円まで

・新築住宅へ設置する場合、2基目から助成

・既存住宅へ設置する場合、1基目から助成



詳しくは、河川課(☎328-2571)へ。

倒壊の危険性が高い空き家の解体費の一部を補助します

倒壊の危険性が高い空き家の解体費の一部を補助します(上限:60万円)。「建物が傾いて倒壊の危険性が高い」、「権利者全員の同意」など、他にもさまざまな要件があります。

詳しくは、市ホームページまたは空家対策課へ。

(空家対策課 ☎328-2514)

梅雨に備えて空き家の管理を

適正に管理されていない空き家は周辺の生活環境にさまざまな悪影響を及ぼします。空き家の管理は所有者・管理者の責任です。梅雨に備えていまい度、空き家の適正な点検・管理を行いましょう。

【点検】雨漏りを放置すると、建物が腐食し、倒壊の危険性が高まります。屋根、壁などの状態を確認しましょう。

【管理】換気や掃除を怠ると、カビが発生し、異臭の原因となります。定期的に換気等を行いましょう。

(空家対策課 ☎328-2514)

戸建木造住宅耐震診断士派遣事業の追加募集

☑本市に登録のある耐震診断士が自宅に訪問調査を行い、地震に対する強さを診断 ☑次の①~④のすべてに該当するもの。①市内にあり、人が住んでいるまたは住む見込みがある戸建木造住宅②平成12年5月31日以前に着工したものは、熊本地震による被害を受けたもののみ ③在来軸組構法、伝統的構法で建てられたもの④3階建て以下のもの ※その他要件あり。

☑30戸程度(抽選) ☑一戸あたり5,500円 ☑7月1日~15日(消印有効)までに申込書と必要書類を原則郵送で〒860-8601住宅政策課へ(持参希望の場合はご相談ください)

詳しくは、市ホームページまたは住宅政策課へ。

(住宅政策課 ☎328-2449)

マンションなどの使用戸数や総代人の変更届をお忘れなく

共同住宅料金の適用を受けているマンションなどで、使用戸数の増減や総代人に変更がある場合は、「共同住宅料金適用申請書兼総代人届」の提出が必要です。使用戸数や使用者名は、水道検針時の「水道等ご使用量のお知らせ」で確認してください。

詳しくは、上下水道局ホームページへ。

(上下水道局お客さまセンター ☎381-1118)

水道料金等の支払いには口座振替が便利です!

支払いに手間がかからず、便利な口座振替を利用ください。支払い忘れや二重支払い防止にもなります。申込書が必要なときは郵送します。インターネットでの申し込みも【Web口座振替】可能です。

詳しくは、上下水道局お客さまセンターへ。



(上下水道局お客さまセンター ☎381-1118)

飲用井戸の水質検査をしましょう

飲み水のために井戸を設置している方は、年に1回以上、水質検査を行いましょう。

※水質検査は、民間の検査機関へ直接依頼ください(費用は自己負担)。

※城南町の未給水地域の水質検査は補助制度があります。詳しくは、城南総合出張所または南区役所総務企画課へ。

(生活衛生課 ☎364-3187)

「お試し」のつもりが定期購入に!?

「1回目90%OFF」「初回実質0円」などの広告を見て健康食品や化粧品等を注文したところ、数か月間の定期購入が条件だったというトラブルが増えています。

【ここに注意!】

・ウェブサイト等では、1回目の商品を低価格で購入できることが強調されていますが、定期購入などの条件は、文字が小さく分かりにくいことがあります。

・解約したくても、最低購入回数未満では解約を断られたり、電話がつかないという相談も寄せられています。

・2回目以降は通常価格に近い価格のため、定期購入期間中に支払う総額が高額になることもあります。

➔トラブル防止のポイント

通信販売では、クーリング・オフ制度がありません。広告ページや申し込みの最終確認画面等で、定期購入などの条件や契約内容、解約・返品の条件などをしっかり確認しましょう。

消費者トラブルで困ったら、1人で悩まず、まずは消費者センターへ相談ください。

【相談時間】月~金(祝日を除く)午前9時~午後5時

(消費者センター ☎353-2500)

住民税非課税世帯等臨時特別給付金

令和4年2月から支給を開始しています。

申請期限
9月30日(金)
当日消印有効

■支給対象世帯

①基準日(令和3年12月10日)において、世帯全員の令和3年度の市町村住民税均等割が非課税である世帯(住民税非課税世帯)

②①のほか、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、①の世帯と同様の事情にあると認められる世帯(家計急変世帯)

※①および②のいずれも、市町村民税が課税されている者の扶養親族等のみからなる世帯を除く。

■支給額 1世帯あたり10万円(1回のみ)

■申請方法等

【住民税非課税世帯】令和4年1月~3月に申請書を発送済みです。申請書等が届いた世帯は早めの手続きをお願いします。

該当と思われる方で届いていない方は、コールセンターにお尋ねください。

【家計急変世帯】区役所「臨時特別給付金相談窓口」へ(平日のみ午前8時半~午後4時半)

申請書は市ホームページまたは区役所の「臨時特別給付金相談窓口」で配布しています。

問い合わせ

熊本市臨時特別給付金コールセンター
☎355-8866
午前9時~午後5時
(土日祝除く)

市ホームページ
はこちら➔

